別表第二の九の二の項の次に次のように加える。

九の三　土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六十四条の政令で定める市（特別区を含む。以下この項及び別表第四の八の三の項において同じ。）の長	土壌汚染対策法による同法第三条第三項の通知、同法第四条第三項若しくは第五条第一項の命令又は同法第七条第一項の指示に関する事務のうち、同法第六十四条の規定により同条の政令で定められたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三中四の三の項を四の四の項とし、四の二の項を四の三の項とし、四の項の次に次のように加える。

四の二　都道府県知事	地方自治法による同法第二百三十一条の三第一項の督促、同条第二項の徴収、同条第三項の処分若しくは同法第二百四十条第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入（地方税を除く。）の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の五の十の項中「（平成二十六年法律第五十号）」を削り、同表中七の二十四の項を七の二十五の項とし、同項の次に次のように加える。

七の二十六　都道府県知事	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）による同法第三条第一項若しくは第四条第一項の認定、同法第九条第二項の届出又は同法第十条第一項から第三項までの認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三中七の二十三の項を七の二十四の項とし、七の十の項から七の二十二の項までを一項ずつ繰り下げ、七の九の項の次に次のように加える。

七の十　都道府県知事	社会福祉士及び介護福祉士法による同法第四十八条の三第一項の登録、同法附則第十一条第一項の交付又は同条第二項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の八の項の次に次のように加える。

八の二　都道府県知事	家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）による同法第十六条第一項の免許又は同法第二十四条の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の九の項の次に次のように加える。

九の二　都道府県知事	遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の十一の項の次に次のように加える。

十一の二　都道府県知事	採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）による同法第三十二条の登録又は同法第三十二条の七第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十一の三　都道府県知事	砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）による同法第三条の登録又は同法第九条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十一の四　都道府県知事	使用済自動車の再資源化等に関する法律による同法第四十二条第一項の届出、同法第五十三条第一項の登録、同条第二項の更新、同法第四十六条第一項の許可、同法第五十七条第一項の更新、同法第六十条第一項の届出、同法第六十三条第一項の許可又は同法第七十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の二十二の二の項の次に次のように加える。

二十二の三　都道府県知事	土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二の四　都県知事	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二の五　都道府県知事	新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二の六　府県知事	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二の七　都道府県知事	流通業務市街地の整備に関する法律による流通業務団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二の八　都道府県知事	都市再開発法による市街地再開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二の九　都道府県知事	新都市基盤整備法による新都市基盤整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二の十　都府県知事	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二の十一　都道府県知事	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二の十二　河川法第九条第二項の一級河川を管理する都道府県知事又は同法第十条第一項の二級河川を管理する都道府県知事	河川法による同法第七十五条第一項の命令又は同法第七十七条第一項の指示に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三中二十五の項を削り、二十四の項を二十五の項とし、二十三の三の項を二十四の項とし、二十六の項の次に次のように加える。

二十六の二　都道府県知事	土壌汚染対策法による同法第三条第三項の通知、同法第四条第三項若しくは第五条第一項の命令又は同法第七条第一項の指示に関する事務であつて総務省令で定めるもの